

(仮 訳)

プレス・リリース

2012 年 6 月 29 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会が国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する 市中協議文書を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、市中協議文書「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」を公表した。

2011 年 11 月、バーゼル委はグローバルにシステム上重要な銀行(G-SIBs)に関する最終規則文書を公表した。「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件に関する規則文書」に書かれた規則は2011年11月のG20サミットで承認された。その会議において、G20首脳はバーゼル委と金融安定理事会に対し、速やかにシステム上重要な金融機関(G-SIFI)の規制枠組みを国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs)まで拡張するためのモダリティについて作業を行うよう要請した。

G-SIBs には、全ての国際的に活動する銀行に対して導入されるバーゼルⅢ規制を上回るあるいはバーゼルⅢ規制の上乗せとして追加的な損失吸収力が求められる。この追加的な要件によって、大半のグローバルにシステム上重要な銀行に関連する、国境を越えてグローバルな金融システムおよび経済に生じる負の外部性を抑制することを意図している。

しかし、似たような外部性は国内のレベルでも生じうる。グローバルな観点からは全ての D-SIBs が重要ではない一方、そのような銀行の破綻はシステミックでない銀行と比較して国内の金融システムおよび経済にさらに重要な影響を持つ可能性がある。

こういった背景に対して、バーゼル委は D-SIBs に関する評価手法の一連の原則、およびより高い損失吸収力の要件を策定した。提案された枠組みは、銀行がストレス下にある場合および銀行の破綻が国内経済に与える影響に焦点を当てることによって、G-SIB の規制枠組みに対する補足的な視点を取り入れている。しかしながら、提

案された D-SIB の規制枠組みは原則ベースであり、ルールを詳述した G-SIB の規制枠組みとは対照をなす。これは、各地域の構造的な特徴を取り入れ、政策手段の評価および適用に、各国の適切な裁量を認めるためである。

D-SIB の規制枠組みは、各国当局によって D-SIBs であると特定された銀行に対して 2016 年 1 月 1 日までに原則を満たすよう求めている。これは G-SIB の規制枠組みが段階的に実施されることと整合的であり、各国当局は 2016 年までに D-SIB の規制枠組みを策定することが求められる。バーゼル委は原則の実施に関する強力なピアレビュープロセスを導入するだろう。このプロセスは D-SIBs に対する適切かつ実効的な規制枠組みが異なる地域間において有効であることを確保する助けとなるだろう。

バーゼル委議長を務めるステファン・イングベス・スウェーデン中央銀行総裁は、「本日公表された原則を効果的に実施することはシステム上重要な銀行のゴーイング・コンサーンでの損失吸収力を高めて、それらの銀行の破綻のリスクを軽減する助けになるだろう。このことは昨年公表されたグローバルにシステム上重要な銀行への施策を補完し、より安全かつ健全な金融システムの構築に貢献するだろう」と述べた。

バーゼル委は、この市中協議文書に対するコメントを歓迎する。コメントは 2012 年 8 月 1 日(水)までに、電子メールにより baselcommittee@bis.org 宛に提出するか、もしくは、「The secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland」宛に郵送してもよい。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密扱いを要求しない限り、国際決済銀行のウェブサイト公表される。

バーゼル委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に奨励し強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。